第六十八条の八十八の二第一項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八の二第一項（第六十八条の百七の二第十項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八の二第一項の	第六十八条の八十八の二第一項の	猶予の要件等）、
		猶予）又は
		若しくは租税特別措置法
		含む。）又は租税特別措置法
	第六十八条の百七の二第十項において準用する同法第六十八条の八十八の二第一項の	猶予の要件等）の規定、
		猶予）の規定又は
		若しくは租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
		含む。）又は租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法

11　第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百八第三項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る。

第六十九条の五第一項中「第七十条の七の四」を「第七十条の七の五」に改める。

第七十条の二第二項第三号中「住宅用家屋で」を「住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。）又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）で」に改め、同条第九項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

第七十条の三第三項第三号中「住宅用家屋で」を「住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。）又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）で」に改め、同条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

第七十条の四第一項中「農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。）に係る」を「利用意向調査（農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による同法第三十二条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。）に係るもののうち政令で定める」に改め、同項第一号中「農地法第三十二条の規定による通知」を「農地法第三十六条第一項の規定による勧告（当該農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域外に所在する場合には、農業委員会その他の政令で定める者が、政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつて農地法第三十六条第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十項第二号において同じ。）」に改め、同項第四号中「第三十四項第一号」を「第三十五項第一号」に改め、同条第四項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第十項第二号中「第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）」を「第三十六条第一項の規定による勧告があつた日」に改め、同項第三号中「農業経営基盤強化促進法第八条第一項」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同条第十一項中「同項第一号又は」を「同項第一号若しくは」に、「農地又は」を「農地若しくは」に改め、同条第十五項中「採草放牧地を」を「採草放牧地（当該譲渡等が第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地）を」に改め、同条第三十八項を同条第三十九項とし、同条第三十五項から第三十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十四項第四号中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項第五号中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第二十九項」を「第三十項」に、「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第二十九項又は第三十項」を「第三十項又は第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第三十三項及び第三十四項第一号」を「第三十四項及び第三十五項第一号」に、「第三十一項第三号」を「第三十二項第三号」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十九項又は第三十項」を「第三十項又は第三十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四